

「市制に伴う住所表示に関する住民アンケート」にご協力ください

問合せ先 市制施行準備室(☎56・0600)

町では、広報ながくて4月号や自治会の回覧などで、市制後の住所表示についてお知らせしてきましたが、さまざまな意見などが寄せられているため、18歳以上のすべての住民を対象にアンケートを行います。対象者には、7月上旬に往復はがきを郵送しますので、返信用はがきを切り取って、7月19日(火)までにポストに投函してください。ご協力をお願いします。

1 目的

住民生活に直接関わる住所表示の方法について、住民のみなさんの考えをお聞きし、市制後の住所表示を決定するために行うものです。

2 実施期間

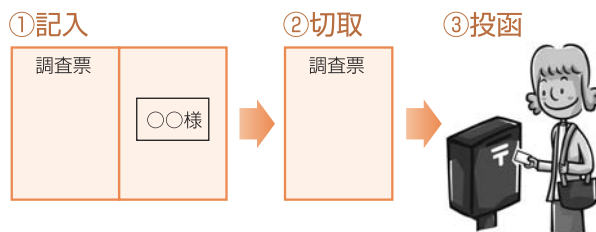
7月4日(月)から7月19日(火)まで

3 対象者

7月1日現在で満18歳以上かつ長久手町に住民登録がある人すべて

4 回答方法

郵送で届いた往復はがき(アンケート票)にボールペンまたは黒インクで記入し、返信用はがきを切り取って、最寄りのポストに投函してください。



5 質問内容

- ①お住まいの住所
- ②市制後はどの住所表示がよいか



市制の要件3 「都市的業態人口」

問合せ先 市制施行準備室(☎56・0600)

市制施行に必要な要件の一つとして、地方自治法第8条第1項第3号に「商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全戸数の6割以上であること」と定められています。商工業その他の都市的業態とは、おおむね農林水産業以外の産業を指し、商工業を始めとして、例えば金融業、運輸業、通信情報産業、飲食店などのサービス業、公務などの従事者、医師、芸術家、弁護士など多岐にわたります。

都市化の進む本町の場合、平成17年国勢調査では、町全体の約81%が都市的業態に従事する者の世帯に属し、この要件も大きく上回っています(平成22年国勢調査の産業別集計結果はまだ公表されていません)。

平成17年国勢調査都市的業態従事者及び従事者世帯人口

	区 分	人 数(人)	割合(%)
都市的業態人口	非農林漁業就業者世帯人口	37,561	80.8
	小 計	37,561	
その他の業態人口	農林漁業就業者世帯人口	179	19.2
	農林漁業・非農林漁業混合世帯人口	297	
	分類不能の世帯人員等	1,581	
	非就業者世帯人口	6,875	
	小 計	8,932	
	合 計	46,493	100.0